## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
三菱電機ビルテクノサービス株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目7番1号

2 指名停止措置期間 平成27年6月11日~平成27年7月10日(1箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事及び物品調達等

## 4 事実概要

三菱電機ビルテクノサービス㈱の従業員が、平成26年1月8日、神奈川県川崎市の武蔵小杉駅構内にある同社が維持・管理を請け負っているエスカレーターで発生した負傷事故に関し、業務上過失傷害の罪により略式起訴され、平成27年4月6日、川崎簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受けた。

## 5 指名停止理由

従業員が、業務上過失傷害の罪により略式起訴され、罰金刑の略式命令を受けたことは、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成6年要領第1号)第2条第1項及び別表第2第11号ア及び「茨城町物品調達等有資格業者指名停止等措置要領」(平成14年要領第3号)第2条第1項及び別表第2第8号に該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第2第11号〉

措 置 要 件	期間
(不正又は不誠実な行為)	
11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次	当該認定をした日から
に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手	1 箇月以上9 箇月以內
方として不適当であると認められるとき。	
ア 業務に関し、法令に違反したとき。	
イ, ウ (略)	

〈茨城町物品調達等有資格業者指名停止等措置要領 別表第2第8号〉

措 置 要 件	期間
(不正又は不誠実な行為)	
8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか,業務に関し不正又	当該認定をした日から
は不誠実な行為をし, 契約の相手方として不適当であると認め	1 箇月以上 9 箇月以内
られるとき。	

問い合わせ先

茨城町総務企画部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)